

○豊頃町地域おこし協力隊募集要綱

通称	地域づくり推進員（商工観光事業推進員）
雇用形態	①任用型地域おこし協力隊（雇用主：豊頃町） ②豊頃町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、会計年度任用職員（地域づくり推進員）として採用します。 ③任用は任用日から任用年度末まで ※活動意欲及び活動実績により、採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、最長３６か月を超えない範囲で会計年度ごとに任用します。
活動概要	ふるさと納税に関する業務 ・新規返礼品商品開発 ・ふるさと納税ＨＰ更新 ・ふるさと納税ポータルサイト追加、運営事業 観光に関する業務 ・新たな観光資源の発掘 ・観光地の整備 ・観光資源のＰＲ等
募集対象	次の全ての条件を満たす方 ①委嘱時点で、１８歳以上６０歳未満の方（性別不問） ②委嘱時点で、三大都市圏または政令指定都市（条件不利地域を除く）に在住し、委嘱日までに豊頃町に住民票を異動し、居住できる方（ただし、他市町村において「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動２年以上、かつ解嘱１年以内）はこの限りではありません。） ③心身ともに健康で、地域おこし協力隊の業務に積極的に取り組む意欲のある方 ④普通自動車免許を有している方 ⑤地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない方 ⑥パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の一般的な操作ができる方
募集人員	若干名
勤務地	北海道 豊頃町（豊頃町役場産業課）
勤務時間	勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで（昼休み１時間）で、週５日勤務を基本とします。

報酬等	①月額２３３，２４０円（社会保険料、雇用保険料などの本人負担分が控除されます。） ②６月と１２月に賞与の支給があります。 （６月は月額報酬の１．１１２５月分、 １２月は１．１１２５月分） ※任用日によって一部賞与が支給されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ③時間外勤務手当の支給があります。 ④通勤手当の支給があります。（自家用車使用の場合） ⑤赴任に要する引越し費用の支給があります。
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。（本人自己負担が発生します。）
住宅	①住宅料は町が負担します。 ②その他日用品や水道光熱費等は自己負担です。
車両	①車両がない場合は、町で無償貸与します。 ②車両管理は自身で行っていただきます。 ③任意保険料や必要備品に係る費用は町が負担します。 ④燃料費は自己負担です。

応募・審査方法	【応募方法】 次の書類を豊頃町総務政策課政策推進係へ郵送又は電子メールにより提出してください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。 ・豊頃町地域おこし協力隊応募用紙（豊頃町 HP からダウンロードして必要事項を記入してください。） ・職務経歴書（任意様式で可） 【郵送による提出先】 〒089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場総務政策課政策推進係 宛 ※必ず簡易書留で郵送してください。 ※封筒の表面に「地域おこし協力隊応募」と朱書きしてください。 【メールによる提出先】 Mail:kikaku@toyokoro.jp ※題名は「地域おこし協力隊応募」としてください。 【選考の流れ】 ① 1 次選考（書類選考） 応募書類を審査し、可否を郵送又はメールにてお知らせします。 ②最終選考（面接審査） 1 次選考合格者を対象に面接を実施します。
参考URL	https://www.toyokoro.jp/